

福山市立旭丘小学校生徒指導規程 ～みんなで守ろう Happy Life～

2021年度（令和3年度）
福山市立旭丘小学校

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、本校の教育目標「自ら考え 共に輝く」を達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るために職員・児童・保護者が共通認識・共通実践を図るために必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第1条（登下校）

交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登校班で並んで登校する。学期始めと学期末に地域別児童会を行う。学期始めは集合場所・集合時刻・出発時刻の確認、注意点などを確認する。学期末は、登下校の振り返りを行う。問題が発生した時は、その都度登校班を招集し、改善を図る。

- ① 遅刻をしないように、余裕をもって登校する。（8：00～8：10に登校する。）
- ② 各登校班の集合場所、集合時刻、出発時刻を守る。
- ③ 登下校は、必ず決められた通学路を通る。
- ④ 登下校は、交通ルールや社会的マナーを守る。
- ⑤ 登校は、整列登校をする。
- ⑥ 下校は、学年ごとに集団下校で帰る。（一人で帰らない・寄り道をしない）
- ⑦ 下校時刻を守る。
- ⑧ 防犯ブザーは、ランドセルにつける。

※遅れる時や欠席の時は、班長又は副班長に連絡をする。

第2条（学 習）

授業では自己の力を伸ばすため、主体的に学ぶ。

- ① 始業の時間までに、着席し、授業の準備をする。
- ② 授業は集中して取り組む。
- ③ 体育の授業は、体操服を着用し、怪我に注意して行う。
- ④ 忘れ物がないように学習準備をして登校する。

第3条（生活）

- ① 教職員に連絡せずに学校外に出ない。
- ② 5分休憩は、外では遊ばない。（次の授業の準備をする。）
- ③ 天気の良い日の大休憩・昼休憩はなるべく外で元気よく遊ぶ。
- ④ 雨の日などは、教室で読書などをして、静かに過ごす。
- ⑤ 学校内の施設、設備、公共物（机やロッカー等）は大切に使う。
故意に破損した場合は、状況に応じて家庭と相談した上で、費用を応分に求められる場合がある。

（校舎内）

- ⑥ 北校舎1階（給食室前）には入らない。
- ⑦ 用事がない時ベランダに出たり、4階から上に行ったりしない。

(校舎外)

- ⑧ 上グラウンドでは、バスケットボール以外の球技をしない。
(元気ランドは、3年生から上の学年が使う。※現在は使用不可。)
(春から夏にかけて、ヘビ・ハチなどで危険や時は使用禁止。)
- ⑨ 校舎の間や体育館・北校舎裏では遊ばない。(通行禁止)
- ⑩ プールや校舎の上などにボールが入った時、先生に連絡し取ってもらう。
- ⑪ 一輪車や竹馬・ボールなどは使った後は、もとの場所に片づける。(一輪車・竹馬の使用は3年生以上)

第5条(服装)

衛生的で小学生らしい身だしなみに気をつけ、華美にならないような服装に留意する。

○標準服

夏服 6月～	冬服 10月～
カッター，スクールブラウス，ポロシャツ ○ズボン…紺・紺長ズボン ○スカート…紺・ひだあり，たすき付	○上着…標準服 ○上着下…夏服に準ずる。ベスト・セーター ○ズボン・スカート…夏服に準ずる。

- 名札……左胸につける。(事務室で販売。100円)
- 帽子……通学用の校章入りの帽子を着用(夏…白色，冬…紺色)
- 靴下……白・紺・黒【ワンポイント不可】(儀式や行事の時は白)
※長・短どちらでもよい。ただし，くるぶしが出るソックスは不可)
- 通学靴……白色。
- 上靴……白を基調としたもの。(ラインの色の規制はなし。)

※体調に合わせて保護者の判断で着用する。(季節は問わない)

- ① 手袋・マフラーは，派手でないものを着用する。
(校舎内では，着用しない。靴箱で着脱する。)
- ② 紺色・黒色の長ズボンを着用してもよい。
- ③ ベスト・セーター<紺色・黒色>を着用する場合は，標準服の下に着る。
- ④ スパッツ・タイツ・ストッキング・レギンスの着用をしてもよい。(黒・紺・白)
- ⑤ 登下校時ジャンパーを着用してもよい。(ただし，ランドセルに入るもの。)

第6条(頭髪・化粧・装飾)

- ① 学習の妨げにならない髪型で，髪留めやゴムは，安全で華美にならないものにする。
前髪は，目にかからない長さにする。髪が肩より長い場合は束ねる。
染色・脱色など小学生にふさわしくない髪型はしない。
- ② ネックレス，ブレスレット，ミサンガなどの装身具・口紅・マニキュア・ペディキュアなど爪への装飾はしない。

第7条(持ち物)

- ① 不要な物(携帯電話・スマートフォン，ゲーム機，カード等)の学校への持ち込みは禁止する。不要な持ち込みについては，その場で預かり，保護者に返却する。
- ② カッターナイフや彫刻刀などの刃物は授業で必要な時だけ持ってくる。
- ③ 原則として学用品は，ランドセルに入れて持ってくる。
- ④ 上靴(シューズ)は週の終わりに持ち帰り洗う。
- ⑤ いらぬお金は学校に持って来ない。

※紛失した場合は，速やかに担任に届ける。

第8条(欠席・遅刻・早退)

欠席・遅刻，早退する場合は，事前に保護者が連絡帳で学校に連絡する。

(緊急の場合のみ電話連絡 8:00～8:20)

連絡帳をあずかった人は，1校時が始まる前に該当の担任の先生に必ず届ける。

第3章 校外生活に関すること

第1条 (交通安全)

- ① 交通のきまりを守る。
ア とびだしはしない。
イ 信号を守る。
- ② ヘルメットをかぶり，整備された自転車に乗る。
- ③ 自転車は，4年生以上が乗ってもよい。(1・2・3年生は，道路では乗らない。)
- ④ 自転車に乗る時は，次のことに気をつけて乗る。
ア 二人乗りや手放しはしない。
イ 暗くなったらライトをつける。
ウ 左右をよく見て安全を確かめる。
エ 左側を通行する。

第2条 (遊び)

一人で遊んだり，入りやすく見えにくいところで遊んだりしない。また，危険な場面に出会ったら，「大声を出す・逃げる・近くの家(子ども110番の家など)に駆け込む・大人に知らせる・相手を確認する」など，自らの安全確保に努める。警察と学校に連絡する。

(校外でのきまり) 原則として，保護者の責任のもと行動する。

- ① 校区外へは，子どもだけでは行かない。
- ② 知らない人にはついて行かない。
- ③ 大人のいないよその家の中では，許可なく遊ばない。
- ④ 道路でのローラースケート・キックボードはしない。
- ⑤ よその土地に入ったり，畑の作物をとったりしない。
- ⑥ 貯水池など柵のあるところや公民館・空き家の中に入らない。
- ⑦ お金のむだづかいはしない。
- ⑧ お金や物(カード)の貸し借りや交換，あげたりもらったりはしない。
- ⑨ 爆竹・エアガン・石投げなど危険な遊びをしない。
- ⑩ 火遊びをしない。

- ⑪ 東部図書館へ行く時は，
1・2・3年生は保護者と一緒に行く。
4・5・6年生は保護者の許可があれば二人以上の友達と行ってもよい。
(※但し，自転車では行かない。)
- ⑫ 長期休業中は，別紙(〇〇やすみのくらし)による。
- ⑬ 喫煙(たばこ)，飲酒，バイク等の無免許運転や同乗，自転車の窃盗や店での万引き等，法律に触れる行為は絶対にしない。

※以上の規程が守られなかった時は，個別指導を行ったり，保護者の協力を得たりしながら改善する。

附則 この生徒指導規程は，平成24年 4月 1日から施行する。
令和 3年 4月 1日一部改正する。